

令和2年 第5回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和2年5月28日(木)	開会 午後2時42分	閉会 午後3時15分	
2 招 集 場 所	岩出山総合支所2階 第3会議室			
3 出 席 委 員	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 長 者 職 務 代 理 者	青 沼 陽 一
	委 員	若 見 朝 子	委 員	佐 藤 寛
	委 員	堀 智 恵 子		
4 欠 席 委 員	なし			
5 傍 聴 者	なし			
6 事 務 局 職 員 出 席 者	教 育 部 長	宮 川 亨	教 育 部 参 事	佐 々 木 晃
	教 育 部 参 事 兼 教 育 総 務 課 長 事 務 取 扱	安 藤 豊	教 育 部 参 事 兼 文 化 財 課 長 事 務 取 扱	鈴 木 勝 彦
	学 校 教 育 課 長	木 村 博 敏	生 涯 学 習 課 長	高 橋 和 広
	図 書 館 長	横 山 一 也	中 央 公 民 館 館 長	中 川 早 苗
	学 校 教 育 課 副 参 事	菅 原 栄 治		
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	久 本 裕	教 育 総 務 課 主 幹 兼 係 長	加 藤 浩 司
8 議 事	専決事項報告	大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱について		
	専決事項報告	人事案件について		
	議案第23号	大崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則		
	議案第24号	大崎市奨学資金貸与事業運営委員会委員の委嘱について		
	議案第25号	大崎市障害児就学指導審議会委員・専門委員の委嘱について		
	議案第26号	大崎市社会教育委員の委嘱について		
	議案第27号	大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱について		
	議案第28号	大崎市文化財保護委員会委員の委嘱について		
	議案第29号	大崎市公民館運営審議会委員の委嘱について		
	議案第30号	大崎市図書館協議会委員の委嘱について		
	議案第31号	教育施設敷地の設定について		
	議案第32号	人事案件について		

<p>教育長</p>	<p>ただいまから、令和2年第5回大崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、令和2年第5回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>これより会議を開きます。</p> <p>委員皆さまにお諮りをいたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりとなります。</p>
<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>初めに、令和2年第4回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容については、御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>御異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>佐藤委員にお願いをいたします。</p> <p>また、本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p> <p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、大崎市立の幼稚園、小学校及び中学校は5月31日まで臨時休業としておりますが、その間、段階的な臨時登校の取り組みを行うこととしました。今週は、各学年2回登校日を設定する第3段階を迎えております。</p> <p>また、登校日のほかに、児童生徒や保護者からの学習指導や進路相談等ができる体制を取っております。</p> <p>始業式、入学式及び入園式については、臨時休業明けの6月1日に行いますが、入学式等の式典では、短時間で実施し、三密が重ならないよう十分に考慮しながら行いたいと考えております。</p> <p>再開後の学校のカリキュラムにつきましては、まず夏休みを8月8日から19日までの12日間に短縮し、冬休みも2日程度短縮して授業時数の確保に努めます。</p> <p>また、国語や算数、数学など積み上げが必要な教科を前倒ししながら取り組んでいくとともに、音楽の歌唱指導や体育における柔道等の格技指導などは学年後半に移行させるなど、カリキュラムの工夫を各学校に指示したところです。</p> <p>社会教育施設につきましては、5月12日から感染症予防対策を講じた上で、公民館施設、大ホール等を除いた文化施設などの利用を再開し、5月26日から体育施設、文化施設の大ホール等の利用を再開いたしました。</p> <p>各学校及び社会教育施設の再開後も施設内における換気の徹底、マスクの着用、消毒等を徹底することを継続して取り組んでまいります。</p> <p>さらに、授業時数の確保のための行事見直しとして、運動会や学習発表会にも大きな影響が現れております。</p>

そのような状況の中で、4月30日には古川の寒梅酒造様から消毒用エタノール、5月14日には三本木の新澤醸造店様から消毒用アルコールとマスク、5月15日に鹿島台に工場がある互福衣料株式会社様からマスク、5月25日に株式会社エフ・ディ・エヌ様から次亜塩素酸水、5月26日に古川の株式会社ユタカ産業様から消毒用ハンドジェルをそれぞれ寄贈いただいたことをお知らせいたします。寄付申出者の皆様に改めて厚く感謝申し上げますとともに、各学校や社会教育施設で活用させていただくことといたします。

最後に、6月16日から開会いたします令和2年第2回大崎市議会定例会について、ご報告申し上げます。

教育委員会関連では、指定寄附による歳入の増額、歳出では、古川北部地区の小中学校統合に係る施設整備関連経費、古川中学校に配備した不登校等児童生徒学び支援教室に係る県の補助事業実施経費、鳴子温泉地域の荒雄川神社境内の市指定文化財「木彫『金華山号』」保存施設における犯罪抑止設備の設置に要する費用の一部を補助するための経費、そして指定寄附金を財源とした図書購入費を補正予算議案として提出する予定でございます。

また、これら議案質疑に加え、一般質問を含めて、本定例会は6月30日まで行われる予定となっております。本日の委員会では、各種委員会の委員の委嘱が主な議案となっておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何かご意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、教育長報告については以上とさせていただきます。

続きまして、専決処分報告を行います。

初めに、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱についての報告をお願いいたします。

学校教育課長、報告願います。

学校教育課長 専決処分、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

1ページをごらんください。

大崎市特別支援連携協議会につきましては、障害のある乳幼児、児童及び生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び支援を推進することを目的に設置されております。

協議会委員は、設置要綱により、特別支援教育の関係機関の担当者及び教育関係者のうちから委嘱することとされております。

任期は1年で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしており、前回の定例会時点において委員が確定していなかったことから、議案が提出できませんでした。その後、委員が確定したものの、任期の開始が4月1日からとあるため、専決処分をさせていただいたものでございます。御理解のほど、よろしく申し上げます。

以上、大崎市特別支援連携協議会委員の委嘱についての御報告とさせていただきます。

教育長 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、この件については以上とさせていただきます。
続いて、人事案件に関する専決処分についての報告をお願いします。

(「発議」の声あり)

教育長 発議がございましたので、認めます。
青沼委員。

青沼委員 人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、本専決処分報告について秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

教育長 お諮りいたします。
本専決処分報告について、秘密会とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議なしと認め、本専決処分報告を秘密会といたします。
教育部長、佐々木教育部参事、教育総務課長を除き、そのほかの方々は御退室願います。
暫時休憩します。

(退出者入場後、再開)

教育長 再開いたします。
議事に入ります。
日程第1、議案第23号大崎市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。
教育総務課長、説明願います。

教育総務課長 資料は3ページ、4ページとなります。
学校給食費は、大崎市学校給食センター条例施行規則第6条により、年額を5月から翌年の2月までの10期に分割し、毎月保護者から徴収しておりますが、新型コロナウイルス感染予防として臨時休業となっております4月、5月は給食を休止しておりますことから、関係条例施行規則の第6条第2項の規定の適用を同項中の5月を6月に、10期を9期に改正し、令和2年度の特例措置として運用するため、一部改正を行うものであります。
以上、よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、日程第2、議案第24号大崎市奨学資金貸与事業運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。
学校教育課長、説明願います。

学校教育課長 議案第24号大崎市奨学金貸与事業運営委員の委嘱について御説明申し上げます。

5ページをごらんください。

奨学資金貸付につきましては、貸付基金を設置しており、高校や大学に在学する生徒の修学を支援するものでございますが、その奨学生の選考に関することなどを審議するため、運営委員会を設置することとされております。

本運営委員につきましては、令和2年5月31日に任期満了となりますことから、奨学資金貸付事業に関する条例第6条の規定に基づき、議案のとおり、新たに委員9名を委嘱するものであります。

また、任期につきましては、条例第7条の規定により1年となっておりますので、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの委嘱とするものであります。

以上、議案第24号の提案説明といたしますが、何卒御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第3、議案第25号大崎市障害児就学指導審議会委員・専門委員の委嘱についてを議題といたします。

学校教育課長、説明願います。

学校教育課長 議案第25号大崎市障害児就学指導審議会委員・専門委員の委嘱について御説明申し上げます。

6ページをごらんください。

本審議会委員につきましては、令和2年5月31日に任期満了となりますことから、同審議会条例第2条の規定に基づき、議案のとおり、新たに委員25名を委嘱するものであります。

また、任期につきましては、条例第3条の規定により2年となっておりますので、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの委嘱とするものであります。

以上、議案第25号の提案説明といたしますが、何卒御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4、議案第26号大崎市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

生涯学習課長、説明願います。

生涯学習課長	<p>8ページをごらんいただきます。 議案第26号大崎市社会教育委員の委嘱について、提案理由を御説明いたします。 当該委員の任期が今月31日をもって満了となりますことから、新たな委員として、各種団体から推薦のあった15名の方に対して、大崎市社会教育委員設置に関する条例第2条の規定に基づき、新しく委員を委嘱するものであります。 任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間となります。 只今ご報告した15名の委員のうち、6名の方を新たに委員として委嘱してございます。 以上、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
教育長	<p>ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、日程第5、議案第27号大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。 生涯学習課長，説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>9ページをごらんいただきます。 議案第27号大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、提案理由を御説明いたします。 当該委員の任期が今月31日をもって満了となりますことから、新たな委員として、各種団体から推薦のあった14名の方に対して、大崎市青少年センター条例第5条の規定に基づき、新しく委員に委嘱するものであります。 任期は、令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間となります。 なお、委員は最終的に15名にご委嘱する予定としておりますが、残り1名、関係団体の職員枠による大崎市PTA連合会からの推薦者につきましては、PTA総会後のご推薦となりますので、次回の教育委員会において専決処分として御報告申し上げます。 なお、只今御報告した14名の委員のうち、1名の方が新たな委員として委嘱してございます。 以上、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
教育長	<p>ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、日程第6、議案第28号大崎市文化財保護委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 文化財課長，説明願います。</p>

文化財課長

議案第28号は、大崎市文化財保護条例第4条に規定します大崎市文化財保護委員会の委員の任期満了に伴う委嘱替えについての議案であります。

大崎市文化財保護委員会規則第4条第2項の規定により、委員の任期が2年となっており、現委員の任期は令和2年6月30日までとなっております。新たな委員につきましては、本日の資料11ページにあります名簿に示しました9名の学識経験者で、専門分野はそれぞれ、考古学、古代史、中世史、近世史、文化史、古建築、文化財保護行政と、それから校長会からの推薦による小中学校の校長先生となっております。

新たな委員の任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7、議案第29号大崎市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

中央公民館長、説明願います。

中央公民館長

それでは、議案第29号大崎市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

12ページをごらんください。

公民館運営審議会委員につきましては、大崎市公民館条例第17条により、15名の方に御委嘱申し上げているところでございます。

現在の委員につきましては、令和2年5月31日をもって任期が満了となりますことから、新たに委員を委嘱させていただくものでございます。内訳につきましては、12ページに記載のとおりでございます。任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなっております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8、議案第30号大崎市図書館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

図書館長、説明願います。

図書館長

議案第30号大崎市図書館協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

図書館協議会委員は、大崎市図書館条例第13条第3項第1号の規定により学校教育及び社会教育の関係者から、第2号の規定により家庭教育の向上に資する活動を行う者から、第3号の規定により学識経験のある者から委嘱するものとしております。

また、第5条第2項の規定により、委員の定数は15人以内となっております。現在の委員11名につきましては、令和2年5月31日をもって任期が満了となりますことから、次期委員の委嘱についてお諮りするものであります。

11名のうち6名につきましては議案に記載しております各団体からの推薦を受け選任し、学識経験者の3名についてはこれまでの図書館協議会委員としての実績を考慮し、引き続き委員として委嘱したいと考えております。任期につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなります。

そのほか、2名の委員につきましては、推薦を依頼しております大崎市社会教育委員、大崎市PTA連合会の2団体から選出を予定しておりますが、当該委員の改選が予定されており、総会等で委員改選が承認された後の推薦となることから、本日は11名のうち9名の委員の委嘱についてお諮りするものであります。

よろしく御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9、議案第31号教育施設敷地の設定についてを議題といたします。

教育総務課長、説明願います。

教育総務課長

資料は13ページから16ページになります。

内容につきましては、令和3年8月からの給食提供開始に向けて整備する大崎市東学校給食センター敷地用地について、松山総合支所所管の土地6,261㎡について、教育機関の敷地として設定することについて承認をお願いするものです。

なお、位置図、地積図、建物等の配置図をそれぞれ添付しておりますので、ご参照願います。

以上、よろしく御審議を賜りまして、御可決いただきますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

<p>教育長</p>	<p>ないようですので、本案については、御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。 次に、日程第10、議案第32号人事案件についてを議題といたします。 教育総務課長，説明願います。</p> <p style="text-align: center;">（「発議」の声あり）</p> <p>教育長 発議がございましたので、認めます。 青沼委員。</p> <p>青沼委員 人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第32号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。</p> <p>教育長 お諮りいたします。 議案第32号を秘密会とすることに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>教育長 御異議なしと認め、議案第32号を秘密会といたします。 教育部長，佐々木教育部参事，教育総務課長を除き，そのほかの方々は御退室願います。 暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">（退出者入場後，再開）</p> <p>教育長 再開いたします。 本日の議事案件については以上となりますが，委員の皆さんから，ほかに何かございますか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは，以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に，各課・館の報告に入ります。 教育部長→参事（学校教育）→教育総務課長→学校教育課長→文化財課長→生涯学習課長→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。 教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司 上記記録の正確なることを認め，ここに署名する。 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">_____ 教 育 長</p> <p style="text-align: center;">_____ 署名委員</p>